

〈四銀〉 ビジネスポータル利用規定

第一章 総則・共通事項

第1条【本規定の適用】

本規定は、株式会社四国銀行（以下「当行」といいます）とインターネットに接続可能なパーソナルコンピュータ等（以下「パソコン等」といいます）を利用して、第2条に定めるサービスを行なうことができる「〈四銀〉ビジネスポータル」（以下「本サービス」といいます）を利用する者（以下、契約者といいます）との間で、本サービスの利用に関して定めたものです。

契約者は、本規定に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

第2条【サービス内容】

本サービスで提供する各種サービスについては別途定めることとします。

なお、当行はこれらのサービス内容を契約者に事前に通知することなく追加、変更、廃止することができるものとします。

また、本サービスで提供するサービスの詳細（技術的事項を含みます）につきましては、当行ホームページ上等に提示しますので、内容をよくご確認のうえご利用ください。

第3条【動作環境】

(1) 利用環境の準備・維持

契約者は、当行で推奨するオペレーティングシステムやブラウザを確認のうえ、契約者の負担および責任において本サービスの利用に適したパソコン等の動作環境を準備し維持するものとします。

(2) 利用にあたっての費用負担

本サービスの利用にあたり必要となる通信料金、インターネット接続料金、パソコン等、その他機器等の導入費用等については、契約者が負担するものとします。

第4条【サービス利用可能日・利用可能時間】

(1) 利用可能日・利用可能時間

本サービスの利用可能日、利用可能時間は、いずれも当行所定の日・時間帯とします。

(2) 当行都合によるサービスの停止・中止

回線障害、回線工事、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、利用可能時間内であっても契約者に予告することなく、当行は本サービスの全部または一部を一時停止または中止することがあります。

第5条【代表口座・登録口座】

(1) 代表口座

①契約者は、本サービスの利用申込みに際し、当行本支店における契約者名義の普通預金または当座預金を、本サービスによる取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます）として、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

②代表口座が店舗の統廃合等、当行の都合で移管された場合、原則として本規定に基づく契約は新しい取引支店に移すものとします。ただし、契約者に連絡のうえ個別の対応とさせていただく場合があります。

(2) 登録口座

①契約者が代表口座以外に本サービスで利用できる預金口座(以下「登録口座」といいます)を追加したい場合、当行所定の方法により当行に届け出ることとします。

②登録口座として登録できる口座数上限および口座種目は、当行所定のものとします。

③登録口座を追加・解除する場合、当行所定の方法により、当行へ届け出るものとします。

第6条【契約者の利用者設定】

(1) 利用者の指定、操作権限の設定

契約者は、パソコン等により本サービスの全部または一部の取引を行なう者として次の利用者を指定し、利用者別に操作権限を設定します。

①マスターユーザ

契約者を代表する利用者として、契約者がマスターユーザを登録します。マスターユーザは1名のみ登録可能で初回のログインID取得を行なうとともに、全ての取引を行なうことができます。また、自身を含む全ての利用者を管理することができます。

②管理者ユーザ

管理者権限を有する利用者としてマスターユーザが管理者ユーザを登録します。

③一般ユーザ

管理者権限を有しない利用者としてマスターユーザまたは管理者ユーザが一般ユーザを登録します。

(2) 契約者の責任負担

契約者は利用者の行為を監督し本規定を遵守させるとともに、利用者が行なった行為に基づく一切の責任は契約者が負うものとし、当行は責任を負いません。

第7条【サービスの利用】

(1) 利用対象者

本サービスは、当行に当座預金口座または普通預金口座を保有する、法人および個人事業主の方が利用できます。

(2) 利用申込み

本サービスの利用は、当行が提供する法人向けインターネットバンキングサービス（以下、「〈四銀〉ビジネスダイレクト」といいます）の申込により行なうものとし、当行が申込を適当と判断した場合、本契約が成立するものとします。

なお、本規定制定時、既に「〈四銀〉ビジネスダイレクト」を利用中の契約者は、利用申込みに相当する手続きが完了しているため、利用申込みは省略するものとします。

(3) 認証方式(ログイン方法)

本サービスを利用する際の認証方法(ログイン方法)は、ログイン ID およびログインパスワードにより契約者であることを確認する「ID 認証方式」となります。なお、〈四銀〉ビジネスダイレクトを利用中の契約者は、〈四銀〉ビジネスダイレクトの認証方式に則り、電子証明書により契約者であることを確認する「電子認証方式」または、「ID 認証方式」によりログインすることとします。

(4) 初回利用登録

契約者は本サービスの初回ログイン時に、利用者情報として当行所定の項目の登録が必要となります。

(5) 本人確認

①当行は契約者から受信した「ログイン ID」、「電子証明書」（〈四銀〉ビジネスダイレクトを利用中の契約者が電子認証方式を利用の場合）、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」等(以下、総称して「本人確認情報」といいます)により本人確認を行ないます。

②当行所定の方法により受信した本人確認情報と、契約者が当行に事前に登録または届け出た本人確認情報との一致を当行が確認した場合、当行は契約者を真正であると判断します。

(6) 本人確認情報の利用に関する留意事項

①本人確認情報の厳重な管理

本人確認情報は、第三者に知られたり盗まれたりしないよう契約者本人の責任において厳重に管理することとします。

②本人確認情報の漏洩等の届け出

i)本人確認情報を第三者に知られたり盗まれたりした場合、またはそのおそれがある場合は、契約者は当行所定の方法により届け出ることとします。

ii)上記の届け出に基づき、当行は遅滞なく本サービスの利用を停止します。この場合、当行が本サービスの利用を停止する前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り当行は責任を負いません。

③本人確認情報の失念

本人確認情報を失念した場合は、当行所定の手続きを行なうこととします。

④連続誤入力による利用停止

契約者、利用者が誤った本人確認情報の入力、送信を当行所定の回数以上連続して行なったときは、当行は安全のため本サービスの利用を停止します。この場合契約者は、前号に準じて、当行所定の手続きを行なうこととします。

第8条【お知らせ機能および電子メールによる連絡】

(1) 電子メールアドレスの登録

本サービスの利用にあたり、利用者は電子メールアドレスを登録することとします(登録した電子メールアドレスを以下「登録アドレス」といいます)。

(2) お知らせ機能および電子メールの利用

①当行は本サービスを利用した取引依頼の受付結果やその他の連絡を本サービスのお知らせ機能による通知および登録アドレスへ電子メールを送信することにより行なうことができるものとします。

②当行は、当行および当行の関連会社の商品案内等の情報提供を、本サービスのお知らせ機能による通知および登録アドレスへ電子メールを送信することにより行なうことができるものとします。

(3) 電子メールの利用に関する留意事項

①当行が登録アドレスあてに送信した電子メールについて、通信障害その他の理由による未着・延着が発生しても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

②本サービスのお知らせ機能による通知または当行と利用者との間の電子メールによる通信の内容を第三者が取得したことにより利用者に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第9条【届出事項の変更】

(1) 変更の届け出

契約者は、名称、印章、商号、代表者、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合は、直ちに当行所定の方法により当行へ届け出ることとします。これらの届け出に基づき、当行は遅滞なく変更処理をするものとします。この場合、当行が変更処理を行なう前に当行が依頼を受け付けた取引により契約者に生じた損害については、当行の過失によるものでない限り、当行は責任を負いません。

なお、本サービス利用の代表口座を変更する場合もしくは〈四銀〉ビジネスダイレクトのタイプを変更する場合の一部においては、代表口座の利用契約を解約し、あらためて変更後の代表口座で申し込むこととします。

(2) 通知等の延着・未着

前項に定める届出事項の変更の届け出がなかった等、契約者の責めに帰すべき事由により、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第10条【禁止・違反行為】

(1) 譲渡、質入れ

契約者は、理由の如何を問わず、本契約における権利を譲渡・質入れすることはできません。

(2) 不適當・不適切な行為

契約者は、次の行為をしないこととし、利用者にも同様の行為をさせないものとします。

①公序良俗に反する行為

②犯罪に結びつく行為

③法律に反する行為

④本サービスの運営を妨げる行為

⑤当行の信用を毀損する行為

⑥その他、当行が不適當・不適切と判断する行為

(3) 契約者の違反行為

契約者および利用者が本規定に違反する行為又は不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合、当行は契約者に対してその損害の賠償を請求できるものとします。

第11条【契約期間】

本規定に基づく契約期間は、本サービスへの初回ログイン時から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から起算して1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第12条【解約・一時停止等】

(1) 契約者からの解約

契約者は、当行所定の方法により解約申し出ができます。なお、当行の解約手続きが終了するまでの期間は、本サービスが一部利用可能な場合があります。

(2) 当行の判断によるサービスの一時停止または解約

当行は、当行が契約者へ申込完了通知として送る郵送物を契約者が受領できない場合、第10条に定める禁止行為に該当した場合、契約者が反社会的勢力などである場合または反社会的勢力などに関与した場合、その他契約者・当行間相互の信頼関係に疑義が生じる事由が発生したと認められる場合は、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を一時停止し、本契約の全部または一部を解約することができます。

(3) 契約の終了

以下の事由がひとつでも生じた場合は、本契約は終了するものとします。

- ①契約期間が満了したとき
- ②前 2 項により契約が解約されたとき
- ③代表口座が解約されたとき
- ④住所変更の届け出を怠るなどの契約者の責めに帰すべき事由によって、当行に契約者の所在が不明となったとき
- ⑤契約者に相続の開始があったとき
- ⑥1 年以上にわたり本サービスの利用が無いとき
- ⑦その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

(4) 処理の中止

本契約が終了した場合、その時点までに処理が完了していない依頼について、当行はその処理を継続する義務を負いません。

第 13 条【免責事項等】

(1) 本人確認

パソコン、本人確認情報について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故が発生しても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。また、安全性を高めるため、契約者は「ログインパスワード」、「確認用パスワード」を定期的に変更することとします。

(2) 免責事由

以下の事由に起因して契約者または第三者に損害が生じても、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が発生したとき
- ②当行または金融機関の共同利用システムの運営体が管理する電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が発生したとき
- ③当行以外の金融機関の責に帰すべき事由が発生したとき
- ④通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットおよびコンピュータ等の障害等、当行の責によらない事由が発生したとき
- ⑤公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責によらない事由により本人確認情報、取引情報等の漏洩が発生したとき
- ⑥第 4 条 2 項、第 12 条 2 項に定める当行の判断によるサービスの一時停止または解約が発生したとき
- ⑦本サービスの WEB 画面上に掲載している情報を、本サービス以外で契約者または第三者に取得され、契約者または第三者が損害を被ったとき
- ⑧本サービスの WEB 画面上に掲載している情報を、不正アクセス等で第三者に取得

され、契約者又は第三者が損害を被ったとき

⑨WEB サイトの利用（ウェブページ、サーバ、ドメインなどから送られるメール、本サービスで利用可能なコンテンツなど）に関して、コンピュータ・ウィルスなどの有害物による被害が発生したとき

⑩その他、当行の過失によるものでない事由が発生したとき

第14条【関係規定の適用・準用】

本規定に定めのない事項については、当行所定の普通預金規定(総合口座取引規定)、貯蓄預金規定、当座勘定規定等の各種規定の定めにより取り扱います。

また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本規定を優先して適用するものとします。

第15条【規定の変更】

①当行は法令の定めにしたがい、契約者の利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、契約者の契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更に係る事情に照らして合理的な内容であるときに、本規定を変更できるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。

②本規定の変更があった場合は、当行ホームページ等への掲示により、契約者に通知するものとします。

第16条【著作権】

(1) 著作権法の適用

契約者は、当行の承諾を得ないで、本サービスを通じて提供される情報を、著作権法で定める契約者の私的使用の範囲を超える複製、販売、出版、その他の用途に使用することはできないものとします。また、契約者は、当行の承諾を得ないで、本サービスを通じて提供される情報を、第三者を通じて使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

(2) 問題発生時の対応

前項に違反して問題が発生した場合、契約者は、自己の責任において係る問題を解決するとともに、当行に何らの迷惑または損害を与えないものとします。

第17条【準拠法と管轄】

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関して紛争が生じた場合には、当行の本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第18条【協議事項について】

本規定に定めのない事項について紛議などが生じた場合または本規定の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、当行は誠意を持って協議し解決するものとします。

以上

(2025年10月6日制定)